

和歌山県県内中小企業者等省力化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内中小企業者等による業務の省力化の取組の促進を図るため、県内中小企業者等が行う省力化を実施するための設備導入に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和 62 年和歌山県規則第 28 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者、補助対象事業及び補助対象経費等)

第2条 この補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）、補助の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額については、次の表のとおりとする。

区分	対象の要件
I 補助対象者	次の1及び2のいずれも満たす者であること。 1 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和 52 年法律第 74 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は中小企業者と同等と認められる者（同条第 2 項に規定する大企業者に該当する者を除く。）であること。 2 次の（1）から（7）までのいずれにも該当しない者であること。 （1）和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等又は同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者 （2）営業に関して必要な許可等未取得していない者 （3）国、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人 （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第 13 項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者 （5）政党その他の政治団体 （6）宗教上の組織又は団体 （7）上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者
II 補助対象事業	補助事業者が行う業務の省力化のための設備を導入する事業であり、次の1及び2のいずれも満たすものであること。 1 知事が定める期間内に省力化計画書（別記第 1 号様式）を別途知事が定める方法により提出し、その承認を受けた事業であること。 2 次の（1）から（3）までのいずれにも該当する事業であること。 （1）補助対象経費の総額が 30 万円以上であること。 （2）国の補助金及び県による他の補助金を充当しないものであること。 （3）この補助金の交付決定の日から交付決定年度の 3 月 20 日までの事業実施期間に、発注、納入、検収、支払等の全ての事業の手続がこの期間内に完了する事業であること。
III 補助対象	次の1及び2のいずれも満たす設備の導入に要する経費であること。

経費	1 経営強化法施行規則（平成 11 年通商産業省令第 74 号）第 16 条第 2 項第 1 号に規定する設備（以下「省力化設備」という。）であることが確認できるものであること。 2 製作の後、事業の用に供されたことのない設備であること。
Ⅳ 補助率	5 分の 1 以内（上限 2,000 万円）
Ⅴ 補助金の額の算定方法	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（ただし 1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる）と、2,000 万円とを比較して少ない方の額

（交付申請）

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次に掲げるとおりとする。

- （1）知事の認定を受けた省力化計画書の写し
- （2）収支予算書（別記第 2 号様式）
- （3）導入する設備が省力化設備であることを確認できる書類
- （4）役員名簿（別記第 3 号様式）（法人の場合）
- （5）定款及び登記事項証明書（法人の場合）
- （6）その他知事が必要と認める書類

- 2 規則第 4 条の補助金等交付申請書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合においては、この限りでない。

（交付の条件）

第 4 条 規則第 6 条の規定により補助金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ知事に事業中止（廃止）承認申請書（別記第 4 号様式）を提出し承認を受けなければならないこと。
- （2）補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した事業実施主体は、次の条件に従わなければならないこと。
 - ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。
 - イ 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第 5 号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。
- （3）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- （4）前号の財産は、第 7 条第 2 項に定める期間内において知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (5) 前号の規定により知事の承認を得て第3号の財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
- (6) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(事業遅延等の報告)

第5条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに事業遅延等報告書（別記第6号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告書（別記第7号様式）
- (2) 収支決算書（別記第8号様式）
- (3) 経費の精算根拠が確認できる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(財産の管理等)

- 第7条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 規則第20条ただし書に規定する知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。

(収益納付)

第8条 知事は、補助事業の実施期間内に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により補助事業者に収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和2年9月15日から施行する。